

城南家保ニュース Vol.2 5月

熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/site/179/>



家畜伝染病予防法が改正されました！

昨年宮崎県における口蹄疫発生や11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえて、家畜伝染病の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制の強化を図るものです。

*農場での飼養衛生管理の強化:

- ・消毒設備の設置
- ・焼埋却が必要な場合に備えた準備

*口蹄疫等の患畜・疑似患畜として殺処分される家畜には全額を補償

ただし、通報などの防疫措置を怠った者に対しては、補償額を減額、又は交付しない

*患畜の早期発見・通報

*口蹄疫まん延時の予防的殺処分:全額を補償



引き続き口蹄疫への注意が必要です！

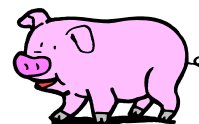
韓国における口蹄疫の再発について

4月17日に韓国の慶尚北道の永川市で口蹄疫が再び発生しています。

2月25日の発生を最後に、4月3日に一連の発生が終息し全ての地域で移動制限を解除していましたが、4月17日から5月2日まで同市内において、3例全て豚で報告されています。

韓国政府は、以下の防疫対応を取っています。

- ・ 感染豚のみを殺処分、移動制限は発生農場のみ
- ・ 全国農場の一斉消毒、臨床観察強化
- ・ 発生農場周囲3kmの農場を対象にワクチンを追加接種
- ・ 2次接種の6ヶ月後を予定していた3次接種の早期実施を検討中



我が国の対応。

- ・ 水際対策の再徹底
- ・ 検疫探知犬を活用した抜き打ち検査(成田・関西空港)をアジア便を対象に強化
- ・ 都道府県や関係団体を通じて、韓国の口蹄疫を周知し、防疫に対する注意喚起

先月号でも台湾での口蹄疫発生をお伝えしましたが、近隣アジア諸国では現在も口蹄疫が発生しています。畜産の方は、消毒の徹底、発生国への渡航自粛、毎日の家畜の観察、早期発見・早期通報が重要です。

牛の硝酸塩中毒に注意しましょう！

自給粗飼料について

今年の冬は寒さが厳しく長かったです。段々と暖かくなり青草を給仕出来る季節となってきました。そこで、自給粗飼料による中毒についてお話をしておきます。昔からある病気で、“硝酸塩中毒”知っている方も多いと思いますが、現在も潜在的な損失は大きいといわれています。



○硝酸塩中毒とは・・・

硝酸塩を多量に含む飼料を摂取することによりおこる中毒です。未熟堆肥を圃場に投入し、そこで生産された粗飼料を家畜に給与することで、急性の場合は酸素欠乏に陥り、チアノーゼ、貧血、呼吸困難等により死亡します。慢性中毒では、下痢、乳房炎、流産、受胎率の低下等様々な疾病を引き起こします。

○原因

・植物への硝酸塩蓄積：

牧草や飼料作物は、成長に必要な蛋白質を体内で合成するために、土壤中から窒素を吸収します。その窒素は硝酸塩の形で吸収され、アンモニアを作り、最終的に蛋白質までに合成します。しかし、この一連の反応がうまくいかない場合、植物中に硝酸塩が過剰に蓄積されるようになります。

→要因：日照不足、日照り、大雨等の気候不順、微量ミネラル不足や過剰、過剰な施肥等。

・牛への硝酸塩蓄積：

牛は、第一胃内に入った硝酸塩は微生物の作用で亜硝酸の形を経て最終的にアンモニアにまで分解されます。しかし、硝酸塩を多量に含んだ飼料を大量に採食すると、中間生成物である亜硝酸が急激に増加するため、第一胃壁を通過し血液中に吸収されるようになります。亜硝酸が血液中に入ると、酸素を運ぶヘモグロビンと結合し、メトヘモグロビンに変化して酸素を運搬できなくなり、動物は窒息死してしまいます。

○予防

- ・ 未熟堆肥にならないように、切り返し等をしっかりと行い完熟堆肥の生産に努める
- ・ 圃場に適正量の堆肥を散布する
- ・ 若葉や幼弱植物では硝酸塩の含有量が高いので、出穂期以降に収穫する
- ・ 葉より茎に硝酸塩の含有量が高いので、地面よりなるべく高い位置で刈り取る（地面より15cm以上）
- ・ 硝酸塩は水に溶けやすいので、降雨時又は、大雨の翌日の刈り取りは行わない

家畜の異常を発見したら、家畜保健衛生所までご連絡下さい！